

# 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業のご案内

## 認知症高齢者等個人賠償責任保険とは？

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

### 【補償の対象】

例えば…

他人にけがを負わせてしまった。



お店の陳列品を誤って壊してしまった。



誤って線路に立ち入り、電車を止めてしまった。

※ 保険会社が審査した結果、補償の対象とならない場合もあります。

### 【補償金額】

1事故あたり最大1億円(自己負担はありません。) ※国内の事故に限ります。

### 【保険料】

無料 ※ 東郷町が保険契約者となり、保険料を負担するため自己負担はありません。

### 【補償期間】

令和8年3月1日(令和8年3月1日以降に申請した方は申請が承認された日)から翌年2月末日まで  
※対象者の条件を満たせば、継続して利用できます。

## 加入対象者は？

以下の全ての要件に該当する人です。

- 東郷町に住所を有し、現に居住している人
- 東郷町ひとり歩き高齢者等見守りネットワーク事前登録届を届け出している人
- 下記の施設等に入所していない人

特別養護老人ホーム	老人保健施設
介護医療院	グループホーム
有料老人ホーム	軽費老人ホーム
養護老人ホーム	
サービス付き高齢者向け住宅	

- 医療機関に入院していない人

## 東郷町ひとり歩き高齢者等見守りネットワーク事前登録届とは？

お名前・容姿の特徴などを事前登録することで情報収集の時間を短縮し、速やかに検索できるようにします。

※ 事前登録した情報は、町、警察、担当地区の地域包括支援センターと共有します。

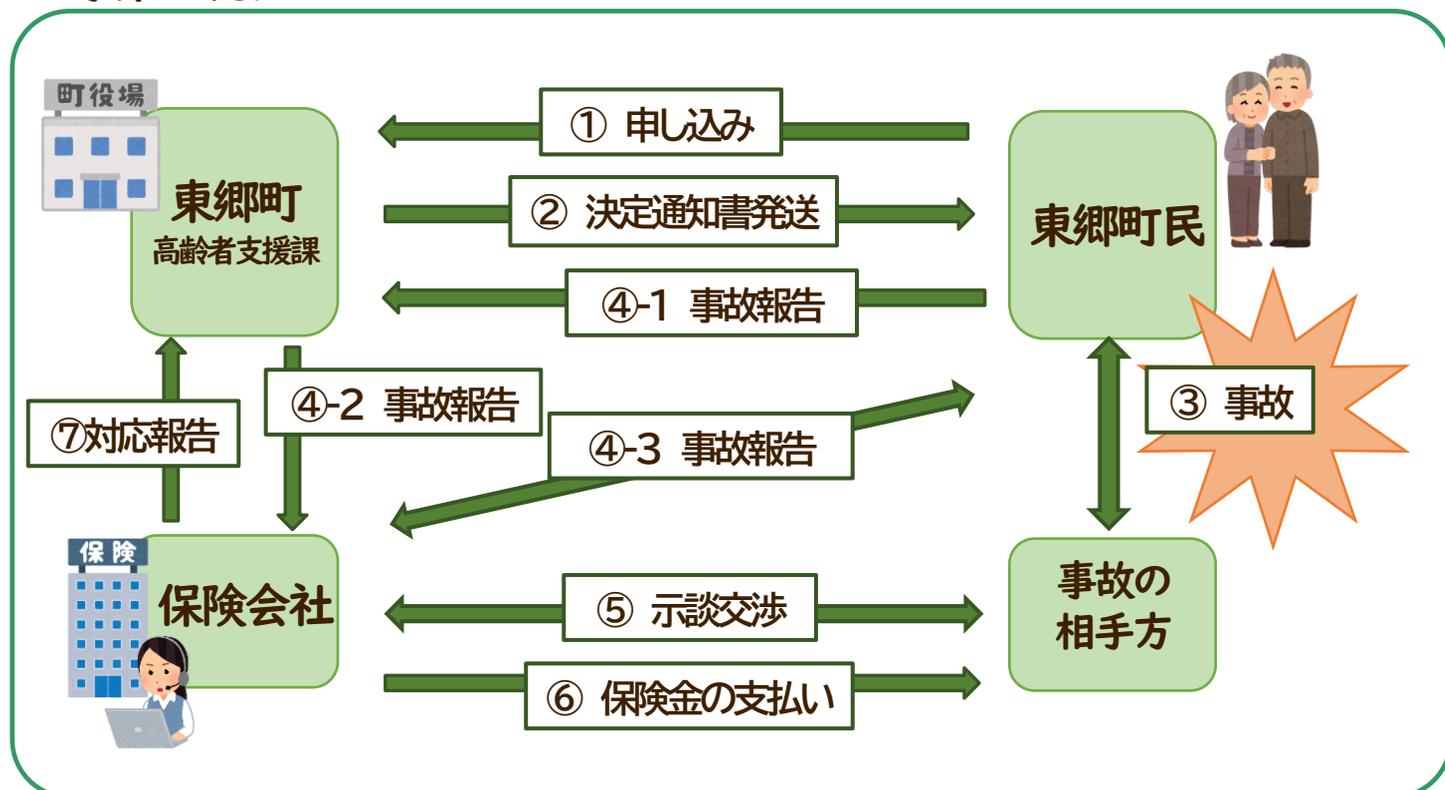
### 登録できる方：

認知症と診断又はその疑いがある症状を原因として、ひとり歩きをするおそれのある方

## 申し込み方法は？

- 「東郷町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業適用申請書」を高齢者支援課にご提出ください。  
※ 「東郷町ひとり歩き高齢者等見守りネットワーク事前登録届」を未提出の方は、併せてご提出ください。
- 高齢者支援課は、加入対象要件の確認を行い、「東郷町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業申請適用決定通知書」を発送します。 ※ 通知書には、事業適用の可否及び保険期間の初日を記載しています。

## 事業の流れ



## 登録情報が変更となったときは必ずご報告ください

- ・ 住所等の登録情報が変更になった時、事業の利用を中止する時、加入対象者に該当しなくなった時は、「東郷町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業変更・廃止届」を高齢者支援課に提出してください。
- ・ 毎年1回、登録情報の確認を行う予定です。
- ・ 転出、死亡等対象者に該当しなくなったことを町が確認した場合は、保険利用を取り消すことがあります。

## 事故が起きたときは？

- 1 高齢者支援課(0561-56-0753)へご連絡ください。(加入者名、連絡先等をお聞きします。)
- 2 高齢者支援課から保険会社に連絡します。(1でお聞きした情報を保険会社へ提供します。)
- 3 保険会社から連絡先へ電話があります。
- 4 その後は、保険会社と直接やり取りし、保険会社へ必要書類等を準備、提出してください。